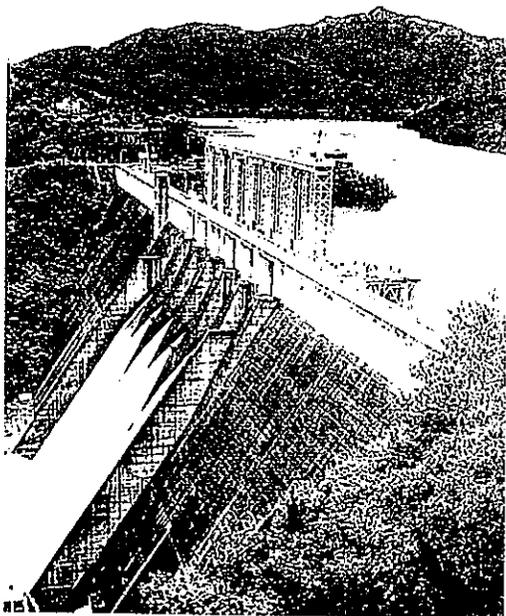


二億五、一七〇万円で平成三年三月二十日の完成である。

### 早明浦ダムの建設と濁水問題―治山・治水

早明浦ダムの建設 昭和二十八年（一九五三）十一月十一日県会議員近藤正弥を会長とする「早明浦ダム建設促進期成同盟会」を嶺北関係一〇カ町村（本山町、吉野、田井、大杉、西豊永、天坪、東豊永、森、地藏寺、大川の各村）で結成、「早明浦ダム建設に関する陳情書」を作成し、同月早速中央に対し建設促進運動を展開する。



早明浦ダム

同陳情書によると、早明浦ダム建設を地元は「道路網の整備、都市計画の実現、工場誘致その他総合開発の上に基盤的な機能を持つ」ものと位置付け、昭和二十六年十一月には嶺北関係一〇カ町村（本山町、吉野、田井、大杉、西豊永、東豊永、天坪、森、地藏寺、大川、本川の各村）で結成する「嶺北総合開発期成同盟（会）」も共にダム建設の実現を推進していた。昭和二十三年から二十五年にかけて「安本

案」と呼ばれる吉野川総合開発計画が立てられるが、その節早明浦地点の電源開発について一応の調査が行われ、その後昭和二十七年十二月「電源開発会社吉野川調査所の設置以来更に巨費を投じて本格的に調査」が進められていた。これを受けての陳情であった。

その後昭和三十三年七月来高した電源開発の総裁は知事と懇談した席上、吉野川上流早明浦ダム建設に電発も関心を示していると表明している。計画は「早明浦ダムは吉野川の上流長岡郡本山早明浦に高さ七二メートルないし九二メートルという四国最大の多目的ダムを設け、二万ないし三万KWの発電を行おうというもの」（「高知新聞」昭和三十三年七月十八日付）。

一方国の方では昭和二十六年四国地方総合開発審議会を設立四国総合開発計画の検討をはじめ、昭和三十年には「調整試案」が四国四県に示されたが、各県の考え方の相違から調整は進まなかった。しかしこの間に経済の高度成長期を迎え「四国自体においても後進性打破のため経済基盤を強くする地域開発の推進が切望」（『水とともに』昭和五十四年九月号）されるようになり、昭和三十五年四月には四国地方開発促進法の制定、七月には同法に基づく四国地方開発審議会が設立され、計画の樹立に向かった。昭和三十七年には計画の中心となる、吉野川水資源開発を中心課題に吉野川総合開発部会が同審議会のなかに設けられ、「建設省の原案である『早明浦ダムを中核とした総合開発計画』が検討されたのである。その結果昭和四十一年六月には建設省から出された最終試案がこの部会で承認され、各県の議会もこれに賛意を示したので吉野川総合開発計画が決定された。

電源開発会社が早明浦ダム建設に関心を示していたのは、四国地方総合開発審議会の試案が四県に示され調整もたついていた時期で、昭和三十五年から始まる高度成長期にはいる前の事である。

これより先「ダム建設で家屋約二百戸、学校その他公共建物四四件、山林四、五〇〇ヘクタール、宅地八六万平方

メートル、道路五キロなどの水没が見込」(「高知新聞」昭和三十五年六月九日付) まれる大川村では、昭和二十九年十月「大川村早明浦ダム建設反対同盟会」を結成し、ダム建設関係者の村内立ち入り阻止を決議して、村を挙げて反対運動を展開していた。

これに対し本山町は「嶺北地区の開発対策の基本的な構想として早明浦ダム建設賛成」の立場であった。昭和三十五年二月「建設省が吉野川の洪水時の調整と下流の徳島県下の農工用水確保のため、総合開発計画の一つとして長岡郡本山町早明浦に総工費二二〇億円で多目的ダムをつくる構想を明らかにした」(「高知新聞」昭和三十五年十一月二十二日付)のをうけ、八月土佐村と本山町の有志(議員、工商业者代表)二〇〇人は土佐村田井に参集、早明浦・瀬戸川ダム建設促進会の拡大準備委員会を開催し促進同盟を結成した。

本山町ではこれとは別に、八月二十八日早明浦ダム建設促進協議会を結成した。これは「議会内にダム対策委員会を設置して研究を続けていたが、町ぐるみでその実現をはかるため同委員会を発展的に解消、挙町的な組織として促進協議会」(「高知新聞」昭和三十五年八月三十一日付)をつくったものであった。しかしダム建設計画にすべての議員が賛成であったわけではない。これについて詳述したものに山原宇顕著『いのちの川』がある。

昭和三十六年四月建設省四国地方建設局はダム建設計画のため徳島、高知両県と本格的な話し合いにはいり、ダム地点の骨材採取地や補償地域の調査を開始、十月には昭和三十七年から「ダム建設を前提にした実施計画調査に前進させ、ダム地点の地質調査を主に精密な総合調査」を行う予算要求をしている。調査費が内定した段階で、徳島県が早明浦ダムの建設計画が固まっていけない等の理由で地元負担金を拒否する事態が起きる。そのため調査にはいることが出来ず昭和三十七年七月になってこの問題が解決したので、建設局は翌年四月早明浦ダム調査事務所を本山町吉野に開設、「職員四〇人が常駐し、測量と地質調査に主力をおくが、並行して土佐郡大川、土佐村を中心とする二六〇

戸の水没地帯の補償問題について土地、物件の時価、区域の調査」を行うことになった。

この調査も昭和四十年末にはほとんど終わり、大杉、本山間の物資輸送用道路の工事も昭和四十年年度末までに完成した。その後県道のつけかえ道路や、土佐村檜山の原石山からの道路工事は進捗したが、立ち入り調査が遅れている大川村等の事情が重なって、第一回の個人補償交渉がはじまったのは昭和四十一年八月であった。

その個人補償交渉は研究不足のためか予想以上に時間をくい、補償基準額を算定する固定資産評価表点方式をめぐって土佐村との交渉が行き詰り難航していたが、昭和四十二年十月二十七日になってやっと妥結し、県庁で調印式が行われた。ダム工事は調印の翌日からダムサイト周辺の準備工事に着手、十二月十四日吉野川の流れをかえる転流滞に着工、翌四十三年一月二十二日本体工事に着工した。

昭和四十四年五月十三日定礎式、昭和四十六年十一月十九日貯水開始、翌四十七年十二月十一日コンクリート打設完了である。完工式はその翌年四十八年十一月十日であった。

総事業費は二九八億円。香川用水などの関連事業も含めると六〇〇億円に達する大工事。えん堤の高さ一〇六メートル、長さ四二七メートルの直線重力式コンクリートダム。たん水面積は七・五平方キロ(七五〇ヘクタール)総貯水量は三億一、六〇〇万トン、香川県の満濃池の一八・八倍の容量で、同県のすべてのため池を合わせた分の二・四倍になる。川底にたまる泥や砂などを除いた有効貯水量は二億八、九〇〇万トン。奥只見、田子倉、御母衣ダムに次いでわが国では四番目に大きく、西日本では最大。多目的としては国内第一である。

ダム本体に打設されたコンクリートは丸ビルの六倍、一〇トン積みダンプカーで運搬するとすれば約三〇万台が必要で、一列に並べると鹿児島から函館までの距離。国道三十二号線クラスの舗装だと東京―下関、大阪―鹿児島間の長さが可能である。しかし、その一方で、ダム建設に伴って民家三五六戸、公共建物五六棟、田畑、山林などの土地約八〇〇ヘクタールが水没。

(「高知新聞」昭和四十八年十月二十八日付)

ように、漁業補償金の妥結によって支払われる嶺北漁業協同組合の補償金の使途については、より効果的な補償となるよう望まれた。

ダム災害と対策 昭和五十年（一九七五）八月十七日来襲した台風五号は高知県中西部に記録的な大雨をもたらした。その時の早明浦ダム周辺の雨量は、「嶺北地方では十七日午後から時間雨量が百ミリ近くに達するところが各地で続出」し、「土佐郡本川村長沢や同郡土佐町黒丸などでは降り始めから六百ミリを超える雨量が記録された」（「高知新聞」昭和五十年八月十九日付）。

翌五十一年九月八日前年に引き続いて高知県は台風一七号の洗礼を受けねばならなかった。台風は十日夜から十二日朝まで屋久島の南西海上にはぼ一日半停滞し、十二日から十三日にかけて山口県の日本海側に抜けるのだが、その間の降雨量を高知地方気象台は「平年の年間雨量の約半分がこの六日間に降ったことになる」といつている。

八〇年に一度という大洪水を前提にしてつくられた早明浦ダムの洪水調整計画だが、この時その無力ぶりを露呈する。昭和五十年の台風五号は「同日（十七日）午前十時には毎秒八〇〇トン程度の流入量だったところが、午後に入ってからうなぎ登り、午後三時には毎秒三、五〇〇トン、午後七時のピーク時には毎秒六、〇〇〇トンと、早明浦ダム完成以来初めての記録となった。」（「高知新聞」昭和五十年八月十九日付）の流入で、洪水調整計画が予定している最大流入量毎秒四、七〇〇トンを軽く一、三〇〇トンもオーバーしたわけである。早明浦ダム管理所は毎秒二、五〇〇トンと異例の放流を行った。この放流は十七日午後七時から約五時間続けられ、放流によって寺家にあった嶺北増殖改良センターが床上浸水、ダム直下の大又地区の護岸からすぐ上の町道がズスタになる被害が出た。

翌五十一年の台風一七号の来襲は前年にも増して降雨量は大きかった。

吉野川上流域（取水面積約四一七平方メートル）に降った雨が本・支流を伝いダム貯水池に流入し始めたのは八日午後五時ごろ、貯水池水位は三二〇メートル付近だった。本来、早明浦ダムの洪水調節は『洪水期限水位』三二九・五メートル（平たぐ言えば平常時にはこれ以上上げてはいけない水位）から『洪水時満水位』三四三メートルまでの洪水調節容量九、〇〇〇立方メートル（トン）の間で行われるわけだが、今回の場合は水位が下がっていたため約一億四、〇〇〇万立方メートルのボケットがあったことになる。

その後降雨量とともに水位が上昇して、九日午前六時ごろには三二五メートル、ちょうどクレスト（越流頂）の部分にあたり、これから放流開始が可能な水位である。同日午後から上流域の一時平均雨量は約二〇ミリとなり、流入量の増加につれて放流量も多くなったが、翌十日に入ってさらに上昇、同日午後には流入量が毎秒一、七〇〇トンに達し、最初のピークを迎えた。これに対する放流は毎秒一、一〇〇トン。一秒に約六〇〇トンずつカット（貯水）された勘定になる。

以後、水位もやや落ちついたが、十一日に入ってから流入量は再び急上昇。いわゆる『第二波』の洪水を迎えた。午後からの流入量は毎秒二、〇〇〇トンを超え、ついに午後六時には毎秒三、三〇〇トンを記録、放流量も一、七〇〇トンに達した。十二日になってようやく峠を越し、放流量もわずかながら減少したが、水位はすでに三四〇メートル近くにまで上がっていた。満水位までの余裕はあと約三メートル。堤頂（天端）までも約五メートルしかない。ここで終われば全く問題はなかったのだが……。

しかしこの期待を裏切って同日午後から『第三波』の襲来。大北（大川村）、桑瀬（本川村）、黒丸（土佐村）など六カ所にある雨量計は、降り始めからの総雨量がいずれも一、〇〇〇ミリを超す数値を観測。さらに刻々、増え続けていた。

これに伴いダム貯水池への流入もぐんぐん上昇。夕方を過ぎると、流入量のグラフはほとんど垂直に近づく勢いとなり、ついに同日午後七時半、今度の豪雨における最高値である毎秒四、七〇〇トンを記録した。一方ダムからの放流量もこの後を追いかけるようにながし上り、午後七時ごろ『計画最大放流量』の毎秒二、〇〇〇トンを超え、午後十時ごろには三、〇〇〇トンを突破。

これにもかかわらず、貯水池の水位はどんどんアップ。とうとう『洪水満水位』の三四三メートルを超え、ダムの洪水調節機

能を失った。このためついに、早明浦ダム史上初の毎秒三、五〇〇トンというとてもない大放流が延べ六時間以上も続いたのである。

(「高知新聞」昭和五十一年九月二十一日付—問われる早明浦ダム)

台風一七号の際の異常放流のすさまじさは、前年台風五号の時に比すべくもなかった。本山町内で被害の最も大きかったダム直下の大又地区(八戸二四人)に避難命令が出たのは、十二日午後八時であったが、三、五〇〇トンの大放流の際の恐怖を住民は「ダムができる前も大きな洪水があったが、今度のような恐怖感はなかった。放流によって起きる激流はまるで津波のようで、その破壊力には身震いする。」(「高知新聞」昭和五十年八月十九日付)と語っている。

台風五号による早明浦ダムの異常放流直後本山町議会はダム対策特別委員会を設置、水資源開発公団に対しダムの洪水調節計画を再検討するよう求める基本方針を決める。これと平行して『早明浦ダム災害から町民の命と暮らしを守る町民大会』が開かれ、「ダムの洪水調節計画を変更すること」などを水資源開発公団に対して働きかけていくことを決議した。

九月にはいっても異常放流をきっかけに起きた水質の汚濁や、流水の変化などの問題が下流住民の生活に与える影響が大きいため、吉野川の清流を取り戻そうと、同月二十六日『早明浦ダムから住民を守る会』が結成された。吉野川の清流を回復するために、五号台風によるダム災害の実態調査、住民の要求をとりまとめ水資源開発公団や建設省に要求をしてゆくこと等の運動方針を決議する。

十一月嶺北五カ町村長、助役、議長で構成する嶺北開発促進協議会が「早明浦ダムに関する要望書」を建設省、水資源開発公団をはじめ県等関係機関へ提出する。要望事項は

- ① 洪水調節計画を変更すること。
- ② 既設の利水ダム(大橋、長沢、大森ダム)についても台風五号の流量に対応できるよう施設構造を改善するとともに、洪水の調節機能も果たすよう操作の改善を行うこと。
- ③ ダムの管理責任を明確にせよ。
- ④ ダムに起因する災害の早期復旧と、町村負担金の財源確保。
- ⑤ ダムに関連する治山、治水など防災対策の実施。
- ⑥ ダム管理、災害復旧、防災対策などについて関係町村との協定締結に応じること。

(「高知新聞」昭和五十年十一月三十日付)

それまで嶺北各町村が行っていたものを開発促進協議会が取りまとめ、嶺北関係町村が一丸となって早明浦ダムの洪水調節や管理体制のあり方について、建設省や水資源開発公団に改善を求めることになったもので、要望事項には関係町村各々の事情による事項も加えられた。本山町は「①夏季制限水位を下げよ(貯水池の空白部分に余裕をもたせよ)、②早明浦ダム直下の全戸移転」の二項を加えた。

翌五十一年二月町長と議会が早明浦ダムの洪水調節やダム管理体制のあり方をめぐる諸問題について、県選出の国會議員に陳情するとともに、水資源開発公団や建設省に洪水調節計画の再検討などを要請する。三月には『早明浦ダムから住民を守る会』が、①早明浦ダムの基本計画(洪水調節機能など)を修正すること②吉野川上流の既設ダムも含めて濁水を解消すること③ダム直下の大又地区(九世帯・二六人)を全戸移転させること④四電が建設予定の揚水発電所を中止すること⑤電発会社の汗見川取水(発電用取水)を中止すること等一〇項目を掲げ、町内有権者の半数に達する二、三六四人の署名を添えて、県、水資源開発公団、建設省、四国電力等に要望書を提出した。

こうしたなか同年九月、前年の台風五号より更に豪雨を伴った台風一七号の来襲を受けることになった。前年に続く二度目の異常放流。「高知新聞」もいう「今度の十七号台風が未曾有の豪雨であったとはいえ、現在のダム操作では全く歯が立たなかった」わけであるから、下流住民の間に極度の「ダム不信感」が強まったとしても不思議ではなかった。

九月二十七日、本山町の『早明浦ダムから住民を守る会』を中心に土佐町の『守る会』、大川村の婦人会など地元住民約一五〇人が参加して、水資源開発公団側と話し合いが行われる。しかしこの席で公団側はあくまでダム操作規則の基本方針の説明から出ず、貯水池の洪水調節容量を変えずに、下流の護岸を整備して現行の計画最大放流量（毎秒二、〇〇〇トン）を大きくしたいとし、住民側の貯水池の治水、利水量全体を洗い直すべきだという主張と真つ向から対立物別れとなった。公団側が操作規則の基本方針を容易に変えることが出来ないのには、次のような事情もあったからである。

早明浦ダム貯水池の『容量配分』。これは現在、洪水調節容量九、〇〇〇万トン（立方メートル）、発電専用容量二、六〇〇万トン、利水容量一億七、三〇〇万トン、洪水期Ⅱなどと、目的別に明確に区分されている。このため、洪水調節機能をさらに高めるには、現在の計画内でダム操作を改善するか、一歩進んでこの発電、利水容量の一部を洪水調節容量に置き換えなければならぬわけだ。

ところがこれら『容量配分』はダム建設事業費の分担率とも絡み合っている。この分担率は大きければ、『治水費』（洪水調節費）が全体の約五割で国と徳島県、『発電』が約八パーセントで電源開発会社と四国電力、『かんがい用水』『工業用水』『水道用水』の利用が残り全部で、国のほか香川・徳島・愛媛県でほとんどまかなわれている。このため、洪水調節計画を根本から洗い直すことは、極論すれば、これらの出資率をいじらなければならないほどの大きな問題で、現実問題としてはかなり難題といえそうだ。

〔高知新聞〕昭和五十一年九月二十三日付—問われる早明浦ダム

十月にはいって、土佐町議会で台風一七号時の早明浦ダム操作をめぐって、水資源開発公団が地元側に公表した洪水調節グラフは事実と違うのではないかという質問が議員の中から出る。これが本山町議会にも影響を与え問題になった。それは土佐町議会が入手した未公表の資料（公団の出水記録メモ）と、公団側が地元公表した洪水調節グラフ、あるいは本山町議会ダム対策特別委員会が建設省から手にいれた資料が、それぞれ食い違っていたところがあった。そこで両町議会とも全資料の公開を公団側に要求したが、公団側はこれに対し「公開すべき性格のものではない」と拒否したため、本山町議会は「地方自治法第百条にある『普通地方公共団体の事務に関する調査』は当然、台風災害調査も含むものであり、早明浦ダム操作の正確な資料提出は、その調査をするうえで欠くことのできないものである」という認識にたつて、十月七日極めて異例ではあったが地方自治法第百条に基づく議会の調査権発動を求め、水資源開発公団に対して正確なデータの提出を求めるとした。

十月十七日町は臨時議会を開いて、「ダム災害調査特別委員会」の設置を全会一致で決定する。特別委員会は再度水資源開発公団と話し合うが事態は進展せず、遂に地方自治法第百条を適用して公団から台風一七号時の早明浦ダム操作記録の提出を求めた。この記録は九月七日から十四日までの貯水池流入量、放流量、水位、貯水量、ゲート開度などダム操作を克明に記録したものである。十二月の定例議会でその検討結果が「早明浦ダム災害調査特別委員会」から報告されているが、それによると「水象日表（ダム操作記録）を入手したが、なお記録上の数値の疑問点は解明できない」とし、「本委員会の試算によれば最高放流量は毎秒二、八〇〇トン前後で対応できたはずで、三、五〇〇トン放流に至るまで放流量の急上昇が下流に及ぼした影響は見逃せない。」〔高知新聞〕昭和五十一年十二月二十三日付）としている。

この間にも洪水調節計画の修正を水資源開発公団、建設省に要望し続けた結果、公団側も「来年の洪水期までに操作規則の改定を行いたい」との意向を明らかにするに至った。この改定作業に少しでも地元の要望を反映させるため、県と嶺北五カ町村で「早明浦ダム改善検討協議会」をこの年十月二十三日結成し、日本建設コンサルタントに委託して早明浦ダム改善に関する要望事項に技術的検討を加え、翌五十二年三月二十二日、嶺北五カ町村長連名で早明浦ダム操作規則改定の具体的な内容等に関する要望書を作成、建設省並びに水資源開発公団に提出した。要望事項は

- 一、早明浦ダムの操作規則は次のように改訂すること。
  - (1) 早明浦ダム地点における計画高水流量毎秒四、七〇〇立方メートル及び洪水調節波型は、五十年の五号台風並びに五十一年十七号台風に伴う洪水の事実にかんがみ、実情に添うよう改訂すること。
  - (2) 計画最大放流量毎秒二、〇〇〇立方メートルは変更しないこと。
  - (3) 上記措置を実現するため予備放流のできる施設の改善をすみやかに実施すること。
  - (4) 洪水時におけるダム操作等の権限を早明浦ダム管理所長に移譲し、洪水警戒体制に万全を期すること。
  - (5) 操作規則等の改訂については、事前に嶺北五カ町村の了解を得ること。
- 二、早明浦ダムについて、予備放流並びに濁水の早期放流を行うため、コンジートゲートの機能を果す導水バイパスを設けること。
- 三、早明浦ダム上流地域について、災害の予防と濁水の防止を図るため、河川護岸、地すべり防止、林地の保全等の治山治水対策を積極的に促進すること。
- 四、五十、五十一年の計画放流量を大幅に超える放流の事実にかんがみ、ダム下流吉野川の護岸工事を完全に実施すること。

〔役場文書〕

これに対し四国地方建設局から、要望事項

一 (2)の計画最大放流量変更について「(1)の改訂(計画高水流量及び洪水調節波型の改訂)により洪水調節を計画に行う対象洪水の規模が大きくなるため、現在の施設により洪水調節を行う以上、それに見合う放流量は増えざるを得ないが、増える量が小さくなるよう検討している。」とし、二に対しては「治水上の効果並びに技術上の可能性について今年度より調査、検討を開始するとともに、併せて濁水軽減のための効果についても、吉野川水系濁水調査委員会により調査検討する。」と回答している。

五月にはいつて建設省は早明浦ダム操作規則の改定について知事の承認を得る手続きにはいった。県はその諾否の判断資料を得るため、関係町村の意見を聞く説明会を五月二十四日開く。会には嶺北五カ町村長及び助役、議会議長が出席した。改定の概略は「現行規則が計画最大流入量毎秒四、七〇〇トン、同最大放流量二、〇〇〇トンであるのを七、三〇〇トン(五号時のほぼピーク)と二、八〇〇トンとする。現行では、流入分を早くカットしてダムにためることで洪水を防ごうとしていたのを、一、〇〇〇トンまでは入ってきた水を全部放流など、早く大量に放流して水位をなるべく上げないようにしようというもの」(「高知新聞」昭和五十二年五月二十八日付)で、地元から「最大放流量二、〇〇〇トンにどうしても抑えられないか」という質問に、建設省は「現状ではこの案以下にすることは不可能に近い」とし、長期に大きな流入量となった一七号台風の「しつこい豪雨」対策に配慮とも答えている。

引き続き六月二日操作規則の改定案の説明会が本山町で開かれる。この説明会は治水と利水の在り方について、延々一〇時間にわたって討論されたが平行線のまま終わった。

六月九日の四国知事会議では早明浦ダムの施設改善が取り上げられ、導水バイパス、下流の護岸整備などを関係省庁に要望することが決議された。六月の定例県議会でも早明浦問題が取り上げられ、岩川真澄議員が早明浦ダムの操作規則改定問題について質問したのに対し、知事は「導水バイパスができるまでに相当の期間を要するので、その

間、計画最大放流量の増加はやむをえないのではないかと思っ

これに対し本山町議会は六月の定例議会で、「早明浦ダム操作規則改定に関する決定」を全会一致で決議した。

- 1 導水バイパスの調査費計上額及び調査期限を明らかにすること。
- 2 治水機能の拡大について、具体的数値（E1）で示すこと。
- 3 利水放水管及び発電取水による予備放流について、その開始時点を明確にすること。
- 4 建設省は、治水効果を高めるため導水バイパスができないときは、それにかわる方法を検討すると言われるが、その方法を示すこと。

昭和五十三年一月建設省は地元から要望のあっている導水バイパスの建設について、それまで建設当時の地質調査資料の収集にあたっていたが、二月から物理探査などの現地調査にはいる。

昭和五十五年（一九八〇）二月吉野川水系調査委員会の調査結果を、中間報告のかたちで、県がえた資料の説明会を本山町水資源対策特別委員会の要望によって開く。その資料では導水バイパスは「濁水対策には役立たない」と断定していたため、議員から「バイパスは濁水対策よりも、洪水調節にウェイトがある」「異常放流の防止には、予備放流で水位を下げておくべきだ」等意見が相次ぎ、バイパスの必要性が強く主張された。

五月にはいつて建設省、吉野川水系調査委員会の報告書の説明会が、町執行部、議会全員出席で本山町で開かれる。この説明会で地建は「導水バイパス機能を濁水対策面から否定した調査結果とは別に、もう一方の洪水対策からも見解を示し、①重力式ダムなのでダム本体に穴を抜くのは難しい②多目的ダムの利水、治水容量を変更するのは、受益者を考えると困難性が多い③設備増設などをして改善の幅は小さく、大きな効果は望めない」（「高知新聞」昭和五十五年五月十一日付）という見解を示し、議員の治水容量を増し、地元の要望にも答えろという意見に対し、地

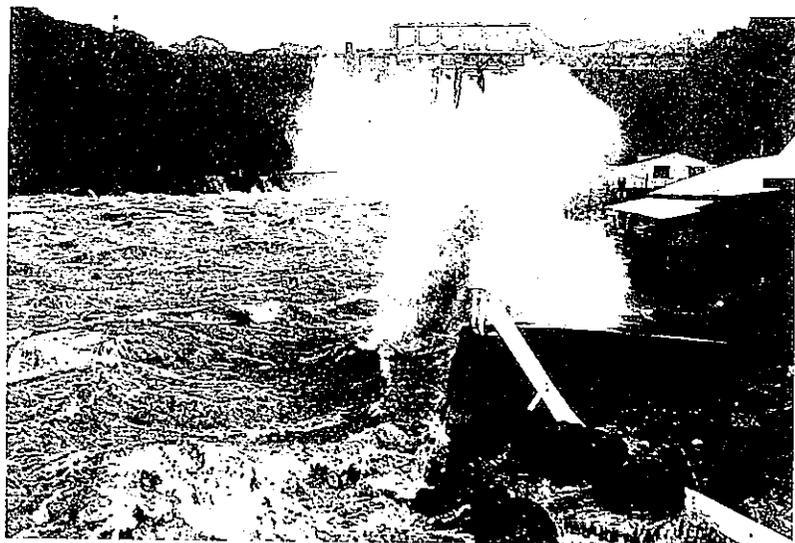
建は「治水容量は確かに必要だが、既設ダムの容量変更は難しいので新しいダムを造る方向で検討している」という対策を示した。これで地建は濁水対策及び洪水対策両面から導水バイパスの設置を否定したことになる。この時も議論は平行線で終わる。

「高知新聞」―「ダムその光と影」の特集記事によると早明浦ダム操作規則の改定は、昭和五十二年から七年経過したこの時点でも宙に浮いたままだという。それは建設省から同意を求められた際、高知県は導水バイパスの建設を条件に同意したが、徳島県が保留したためであるという。「保留」したのは「保留といえは格好がいいが、本音は『堤防工事もすんでないのに放流量を上げればどうなるか。話の順序が逆だ』、というわけである。」（「高知新聞」昭和五十九年二月十七日付）

災害復旧と濁水問題 昭和五十年来襲の台風五号と前年に引き続き五十一年の台風一七号の来襲は大きな災害をもたらした。

建設省と水資源開発公団は昭和五十年十一月二十七日日本山町議会ダム対策特別委員会と町執行部に対して、五号台風によるダム異常放流による災害の復旧について説明会を開く。その席上で建設省から「①被害のあったダム直下の護岸二三四メートルをもと通り復旧する②さらに上部の町有地についてもコンクリートを張る③町道（幅六メートル）についても河川災害として認め、被害のあった延長二四三メートルの区間を幅三メートルでアスファルト被覆（舗装）を行う」と説明、水資源開発公団は「①ダム直下から下流吉田橋までの約五〇〇メートルについて、町道沿いに高さ一メートルの『波返し』（コンクリート擁壁）を築く②ダム直下の河床を一部削るなどの整備工事を行い、放水時の波のうねりを緩和する」（「高知新聞」昭和五十年十一月二十八日付）ことを明らかにした。

引き続き翌五十一年の一七号台風は前年の五号台風にまさる豪雨で、大又地区では「放流による激流が高波のよう



17号台風による放流

に襲い、昨年の五号台風で補強した護岸や道路、住家の基礎をあっという間に洗い流した」（「高知新聞」昭和五十一年九月十九日付）という被害となり、にわかには大又地区等の移転問題が重要課題となってきた。

多大の被害をもたらした一七号台風後、建設省、水資源開発公団は、この被害に伴う早明浦ダム対策事業の柱として危険地域の住家などを移転する方針を固めるとともに、ダム改良工事（放流時の水勢を弱める減勢改良工事）を合わせて行うこととした。

早速移転補償の基礎資料調査にはいり、昭和五十二年三月末にはそれも終了、七月末には交渉の大詰を迎えている。

移転対象地域は当初「本山町大又地区八戸、土佐町中島地区九戸」、「大川村下小南川地区六戸、土佐町川井地区二戸の合せて二五戸」であったが、その後「土佐町南川地区二戸、川井地区一戸」が移転対象となり計二八戸となった。補償交渉は対象二八戸のうち二六戸は翌五十三年一月までに終わったものの、本山町大又地区の製材所の移転先

用地の確保が難航遅延していたが、嶺北最大の製材所であるところから地場産業保護の立場で県や町が中にはいり、工場敷地七、五〇〇平方メートルの同工場敷地とはほぼ同面積の農地を確保することができ、移転補償交渉はこれで同年五月までにすべて完了、交渉は一年二カ月ぶりに解決した。

移転の跡地利用は町と水資源開発公団との話し合いの結果、町が運動公園として利用することで合意、国の都市計画事業に組み込んで施設の整備を行うこととなった。総事業費は約七、四〇〇万円で半分は国の補助によってまかなわれ、社会人用の運動場として利用することになった。工事は吉野小学校々地造成とからませて、自衛隊の施設隊の手で行われ、跡地面積一万五、〇〇〇平方メートルをかさ上げして整地が行われた。

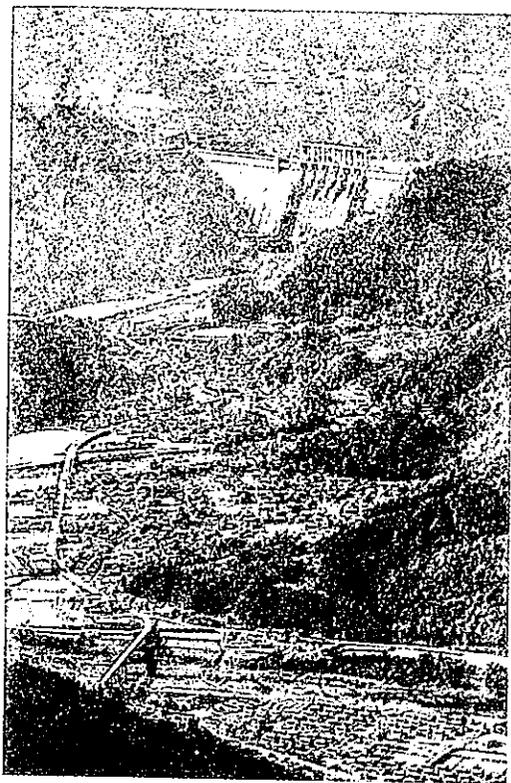
もう一つの対策であるダム放流時の水勢を弱める減勢工改良工事は五十二年四月着工した。この工事については地元の要請を受け入れ、当初既設の減勢工（高さ九メートル）の下流四〇メートル地点に高さ二・五メートルの減勢工を新設する計画であったのを変更して、新設減勢工の高さを三・七メートルとし、その下流部分の河床を深さ五メートルの割合で掘削することにした。三重のブール状の副ダムで水勢を抑制することで地元の要望に答えることになったのである。工事は直下兩岸の導流壁を約五・五メートルかさあげすることも加え、約三億円をかけて翌五十三年一月完成した。

五号台風の豪雨による異常放流をきっかけに、下流地域では水質の汚濁になやまされる日々を迎えることになる。本山町では吉野川の清流をとりもどそうと、昭和五十年九月「早明浦ダムから住民を守る会」が結成された。翌五十一年三月「守る会」は「早明浦ダム等に関する要求書」をとりまとめ、町内有権者の半数を超える署名を添えて建設省、水資源開発公団、四電等関係機関に提出する。こうしたなか昭和五十一年九月台風一七号の来襲を迎える。

五号台風にまさる豪雨をもたらした一七号台風の来襲は、放流量も一気に上昇毎秒三、五〇〇トンに及んだ。吉野

川上流域の支流では序々にはあるが清流を取り戻したが、ダム下流ではその後土色の濁流が消えず、住民の生活を直接脅かしはじめる。

町内の簡易水道のうち市街地区分では、一日約八〇〇トンの水道需要に対して、その七五％六〇〇トンを吉野川の川底約四メートルから浸透水を取水して、ろ過池で浄化したうえ給水している。早明浦ダムの影響で吉野川は赤土色の濁流が一向に収まらず、水資源開発公団が設置したダムの表水取水装置も効果がなく、濁度は通常一―二PPMのところ一〇〇―一六〇PPMまで達していた。浄水池のろ過装置は完全にマヒ状態に陥った。町は緊急応急措置対策として堰ノ川から揚水し、吉野川からの取水を極力減らし不足分を補充することにした。十一月になっても汚濁は三



ダム下流の町

三PPMと依然として高い数値を示し続けていた。こうした汚濁の長期化に建設省や水資源開発公団も事態を深刻に受け止め、十一月「吉野川水系濁水調査委員会」を発足させた。委員会は今後の濁水軽減対策に処するため専門家に委員を委嘱し、流域の崩壊や地質、堆砂状況、水質調査などを実施して、濁水の原因や性格を明らかにすることから作業にはいった。

昭和五十二年二月十四日町は臨時議

会を開いて簡易水道水源改良工事費一億四、八〇〇万円を議決する。

堰ノ川は大石、吉延の水田地帯を控え、灌漑用水であるため春から夏にかけて農薬など直接人体に影響を及ぼす物質が混入する危険もあって、吉野川の支流汗見川からの取水より外に方法がないため計画されたものであった。この年九月、前年の一七号台風来襲の時とは様変わり、連日の日照り続きで、早明浦ダムの水位は日に日に低下、今度は上流域の堆積物がダム貯水池に流入して、吉野川は前年に反し濁水で吉田橋付近では七〇PPMという有様で、赤土色に汚濁した。そして再び本山簡易水道は泥水に悩まねばならなかった。

工事は汗見川に取水池を設け、西三子山にろ過浄水池、これから送水管で土佐本山橋を経由して配水池に送水するものである。町はこの水道改良工事はダムが原因で吉野川が濁水したことに起因するとして、水資源開発公団に汚濁補償を要求する。補償交渉は双方が折衝を重ねたが折り合いがつかず、遂に県の斡旋に頼った。その結果町は要求に近い一億六、〇〇〇万円の補償額で九月二十二日結着をはかった。工事も汚濁補償交渉が結着した同月には完工した。一時は一般家庭で風呂に水を溜めれば底が見えず、乳児を抱えている家庭ではミルク用の水を谷に汲みにいったり、学校では生徒全員に水筒を持たせて登校させる等、水道の汚濁に悩まされていたがこれでやっと完全にこの状態から開放された。

昭和五十二年一月十六日嶺北漁業協同組合は臨時総代会を開き、①吉野川汚濁による漁業補償②上流域の治水、治山対策など汚濁防止策の促進③濁水の早期放流が可能なら「導水バイパス」の設置等六項目の要求を決め、県にその協力を陳情する。県はこれについて水資源開発公団等に申し入れを行う。早明浦ダム汚濁防止対策について水資源開発公団は次のように回答している。

(上略)台風十七号に伴う早明浦ダム濁水による漁業補償の用意はある。ただ、予算措置が必要な上、ダム完成後の濁水被害

補償は全国的に例がないので、特定の専門機関に委託して科学的調査を行う方向で検討を進めている。

〔高知新聞〕昭和五十二年三月十五日付

後昭和五十八年十月、この時は台風一七号の洪水による吉野川汚濁とは異なり、濁水であったにもかかわらず汚濁被害がでて、濁水によるヘドロで魚類、小生昆虫、植物等が死滅状態で、アユ漁に多大の被害を出しその補償を求めた。

昭和五十二年八月この年は雨らしい雨も降らず濁水であったにもかかわらず吉野川の汚濁に悩まされる。昭和五十八年八月この年も異状濁水で吉野川の水が濁りはじめる。濁度も五〇PPMまで上った。その原因をダム管理事務所は

「この夏の異状濁水で水位が有効貯水量の二二%と極端に下がっていた。このため①ふだん湖底にあるはずの大川村川崎から三石橋付近までの川床が露出し、そこに濁った水が川床の土砂やヘドロを削り取りながら流入、濁りが貯水池に入った②しかも、水量が少ないため、濁りが薄められることなく短時間でえん堤まで達した」と説明している。

〔高知新聞〕昭和五十八年九月十一日付

吉野川の水は洪水期だけでなく、濁水時にもまとまった雨が降った時は長期間ではないが汚濁するという現実に直面することになった。

これより先昭和五十五年三月、昭和五十一年十一月に発足した「吉野川水系濁水調査委員会」がその調査結果をまとめて報告している。同委員会の専門委員会は「濁水の軽減を図るための対策案の検討」のなかで、「山地流域の保全、治山および砂防事業の実施、乱開発の防止」等の対策を指摘した後、

(上略)台風十七号のような大豪雨に際しては、多数の山腹崩壊による高濃度の濁流の発生は避けられず、早明浦ダムに現在

の役割、使命を果させようとするかぎり、各種の対策を行ったにしても、なお濁水の長期化は避けられないということになる。

と結論付けている。

昭和五十八年九月十七日、この年の濁水は下流住民の受忍の範囲を超えるとして、議会水資源対策特別委員会は①早明浦ダムの放流の即時中止②汗見川の取水を直ちに中止し、全量を下流に流すこと③①②の期間は今後の対応について本山町と納得のいく協議がなされるまでとするの三項目を決定、水資源開発公団早明浦ダム管理事務所に申し込む。

その後この問題について話し合われるが、公団側はダム放流中止などの要求を拒否した。十一月にはいつてからも継続的に濁水問題について根本対策を話し合うが、相方の意見は食い違ったままで、公団側は昭和五十五年三月の「吉野川水系濁水調査委員会」の最終報告の線を出ることができなかった。

翌五十九年八月、濁水解消の根本的対策を求めて公団側と再三交渉を続けてきたが進展しないので、町は県に陳情、同問題を自民党の四国開発委員会に持ち込み、政治的解決の方向に持ってゆく答えを引き出したが、その対策がなかなか見出せないまま、昭和六十一年八月の降雨で吉野川はまたまた濁水に見舞われた。

町はこの時も水資源開発公団にその根本的対策を求める要求を大豊町と共にやっているが、建設省、水資源開発公団ともお手あげの状態であった。建設省や水資源開発公団は諸種の対策や実験を試みつつあるが、幾つかの実験は効果的な実用の段階に達せず、諸対策も濁水問題の即応的解決に効果を表す決め手とはなっていないのが現状のようだ。

地滑り防止と砂防一濁水対策

権代	地すべり地域名	所在地	指定面積 ha	指定年月日	備考
北山	トヤバ	及び二 甲一四九番イノ二			
ワタツ	甲一四六番	四号			
	甲一六一番	五号			
	甲一六三番一四	六号			
	甲一九四番イ	七号			
	甲一八五番	八号			
木能津	字松林	七二二番一 九一四番一 八〇五番一 三〇二番一			
トキ谷	八〇五番一 三〇二番一				
トキ崎	八〇五番一 三〇二番一				

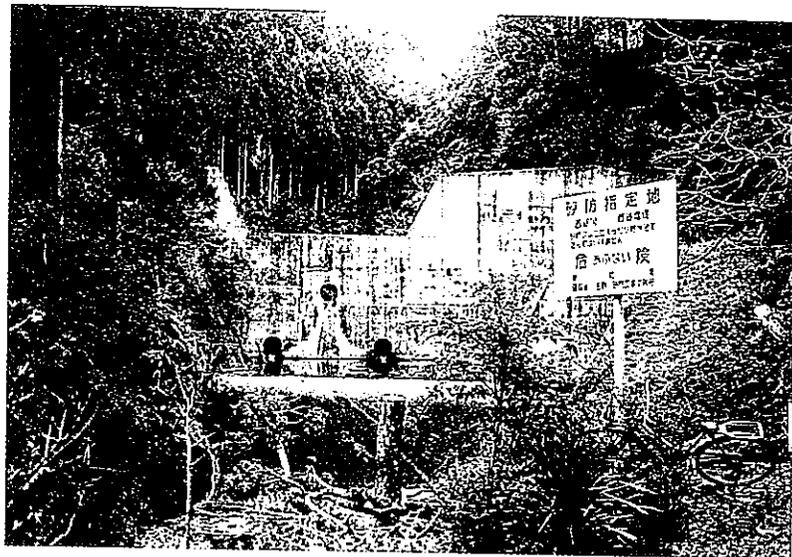
高角	渡津	本山一區
ウネノサキ 一八〇五 五号	次に掲げる地番の土地に存する標柱一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	次に掲げる地番の土地に存する標柱一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
四昭八・三・一九	昭五・三・二五	昭五・三・二五
五五・〇	七・一三	六・六九

砂防 昭和五十年の台風五号に引き続いて翌五十一年一七号台風がもたらした早明浦ダムによる濁水問題は、流域住民に様な影響を与えた。昭和五十一年十一月建設省、水資源開発公団、電源開発会社、高知県、徳島県は、この汚濁の原因究明と今後の対策を検討するため「吉野川水系濁水調査委員会」を発足させ、専門委員として学者六名を委嘱、早急に調査活動にはいった。専門委員は流域の崩壊や地質、堆砂状況、水質等の調査を行うとともに、吉野川上流の治山、砂防の状況を調査することとなった。

昭和五十二年三月吉野川濁水

対策について嶺北漁協が高知県知事に対して陳情した際、知事は吉野川流域の治山、治水対策は国の直轄事業として取り上げてもらおうよう働きかける旨を回答している。

建設省は昭和四十六年から吉野川中流域で砂防工事を実施していたが、嶺北五カ町村でも昭和五十、五十一年の台風で早明浦ダム上流で山崩れが続出、その個所は一万カ所に及び三七〇万平方メートルにも及ぶとともに、ダム貯水池に多量の土砂が流入して濁水問題が起きたところから、「吉野川直轄砂防事業促進期成同盟会」を組織、吉野川上流直轄砂防工事の早期着工



西谷砂防ダム

を働きかけていた。その結果昭和五十四年度から実施することになり、同年八月起工式が行われた。その事業は

基本計画による総事業費は四五〇億円で、吉野川上流二四〇カ所、支流の汗見川、地藏寺川一二〇カ所の合計三六〇カ所に砂防ダム、流路などをつくる。

これにより流出土砂を制御して人命、財産を守り、併せてダム貯水池の砂の増加を抑え、機能の保持を図りたいとしている。ただ完工ははるか先のことと、社会情勢・財政事情にもよるが、七十年から百年はかかるという。

〔高知新聞〕昭和五十四年八月二十四日付

で、初年度の事業費は二億円、昭和五十五年度は三億二、〇〇〇万円の事業費で、五カ所の堰堤工事が実施されることになり、昭和五十五年四月には「吉野川砂防工事事務所嶺北出張所」が本山町に開設され砂防工事は本格化された。

本山町汗見川筋の砂防施設各堰堤は、汗見（昭和五十六年九月―五十九年一月）、桑ノ川（昭和五十八年九月―六十二年二月）、沢ヶ内（昭和五十九年九月―六十年九月）、大田羅谷（昭和六十一年十月―平成二年十一月）、西谷（昭和六十一年八月―六十二年八月）、奥白髪（昭和六十三年十一月―

月―平成三年度）、モチゴヤ谷（平成三年度―七年度）、七戸谷（平成四年度―五年度）に工事に着手しすべて完成することとなる。